

令和5年5月11日

全国中学校バドミントン大会並びに
全日本中学生バドミントン選手権大会における
【応援及び競技中の選手の声出し等】について

(公財) 日本中学校体育連盟バドミントン競技部

この度、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の分類が5類感染症へと変更となり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が廃止されたことにより、日本バドミントン協会『新型コロナウイルス感染症対策に伴うバドミントン活動ガイドライン』及び『新型コロナウイルス感染症対策に伴うバドミントン活動ガイドライン 3章バドミントン競技大会・イベント実施にあたって』の公表・運用が終了しました。

全国中学校バドミントン大会並びに全日本中学生バドミントン選手権大会における【応援及び競技中の選手の声出し等】については、下記のとおりとします。

1. 応援に関して

(1) コロナ禍において

- ・日本バドミントン協会『新型コロナウイルス感染症対策に伴うバドミントン活動ガイドライン』（第2版令和3年2月8日）により、
『観戦中の応援は、声を出さず拍手などで行う。席を移動しての応援はしない。』と規制。

○令和4年度全国大会（青森大会）については、下記の通り。

『参加細則』において、

「11 応援等について

コートに集合した後は、円陣やミーティング等は認めません。直ちに公式練習を始めください。また、観客席及び競技エリアでの応援は、着座の上、発声の伴う応援はせずに自然拍手のみ認めます。（手拍子、鳴り物の使用、足を踏み鳴らす行為等の応援は認めません）

↓

『日本中体連バドミントン競技部』（令和5年3月24日）において検討し、下記（2）の通り決定。

(2) 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、5月8日以降、5類へ変更されたことにより、

◎応援に関しては、

1. 応援は、拍手（手拍子等リズムを取ることも含める）並びに声援による。
2. 鳴り物の使用、足を踏み鳴らす行為等の応援は認めない。団扇を叩くのは不可とする。
3. フリップについては、選手の視界に入るコートバックバウンダーライン側は不可とする。
4. 応援用の横断幕や幟の設置については、会場の状況による。
5. 会場の規模や状況、競技・大会運営に支障があると主催者側が判断した場合、制限を加えることがある。

2. 競技中の選手の声出し等について

(1) コロナ禍において

- ・日本バドミントン協会『新型コロナウイルス感染症対策に伴うバドミントン活動ガイドライン』（第2版令和3年2月8日）により、
『大会参加者は・・・・試合中、意図的な声出しを極力しない。』と規制。

○令和4年度全国大会（青森大会）については、下記の通り。

『参加細則』において、

「12 プレーヤーの声について

プレーヤーはマッチ（試合）中、大きな声は出さないようにしてください。」

『競技・審判上の注意』において、

「27 以下の違反をしたサイドに主審は警告をする。一度警告を受けた後、再び違反した場合は、そのサイドをフォルトとする。目に余る振舞い、執拗な違反には、その違反したサイドをフォルトにする。一つのサイドによる警告後の同種の違反行為によるフォルトは執拗な違反とみなされる。

(7) 耳障りな掛け声や叫び声を発すること」

↓
『日本中体連バドミントン競技部』(令和5年3月24日)において検討し、下記(2)の通り決定。

(2) 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、5月8日以降、5類へ変更されたことにより、

◎競技中の選手の声出し等については、

『参加細則』において、

「12 プレーヤーの声について

~~プレーヤーはマッチ(試合)中、大きな声は出さないようにしてください。』~~

*上記については、削除する。

『競技・審判上の注意』において、

「27 以下の違反をしたサイドに主審は警告をする。一度警告を受けた後、再び違反した場合は、そのサイドをフォルトとする。目に余る振舞い、執拗な違反には、その違反したサイドをフォルトにする。一つのサイドによる警告後の同種の違反行為によるフォルトは執拗な違反とみなされる。

(7) 耳障りな掛け声や叫び声を発すること」

*会場の規模や状況、競技・大会運営に支障があると主催者側が判断した場合、『参加細則』において、制限を加えることがある。

※ (公財)日本バドミントン協会『競技規則』

「第16条 プレーの継続、不品行な振舞い、罰則

第6項 プレーヤーは次の行為をしてはならない。

(4) 競技規則を越えた不品行または不快な行動

*ラケットや身体でネットなどのコート施設を叩くとか、耳障りな掛け声や叫び声を発することなど。』

※ (公財)日本バドミントン協会『公認審判員規程』

「第5条 主審への指示事項

第9項 マッチ中の主審が処理すべき特別な状況

(1) 主審は次のこととに特に注意を払い、規程に従い適切に処理する。

⑦ラリー後、プレーヤーが過度に、喜びを表現したり、また、その行為が相手に対して無礼で、侮辱的(例えば、過度に、握った拳を擧げる。また、相手の方に向かって叫ぶ、興奮してシャツを脱ぐ)なものであった場合、主審はプレーヤーに対して、そのようなスポーツマンシップに反する、無礼な行為(競技規則第16条第6項(3)(4))は決して容認できるものではないことを留意させなければならない。もし、必要なら競技規則第16条第7項を適用する。

※『応援及び競技中の選手の声出し等』についての問い合わせについては、各都道府県中学校体育連盟バドミントン専門委員長から日本中学校体育連盟バドミントン競技部各地区ブロック長を通して、日本中学校体育連盟バドミントン競技部長へすること。

【問い合わせ先】

北海道中学校体育連盟バドミントン専門委員長

札幌市立札苗北中学校 上山 敦司

atsushi.kamiyama@sapporo-c.ed.jp

*お問い合わせは上記メールアドレスへお願いします。

勤務先へのお電話はご遠慮ください。